

# 歳を重ねてもいきいきと元気に 安心して暮らすために

## 介護予防教室の講師派遣

老人クラブやふれあいサロンなど（おおむね65歳以上で構成する団体）を対象に、介護予防教室の講師を派遣しています。

▼回数 1団体あたり年間8回まで（無料）

▼内容(例) 転倒骨折予防のお話や簡単な体操・栄養のお話や調理実習・口の中のお話・認知症予防のお話

同じ内容を（例えば運動を同じ講師で）8回実施しても構いません。別なテーマを別な講師で8回実施しても大丈夫です。

▼時間 1回あたり1時間〜1時間30分程度

■申込 日時と内容がある程度決めたくうえで、いきいき高齢課にご連絡ください

※注意点 会場の手配や人集めなどは、教室を主催される各団体でお願いします。調理実習の食材や、その他教材を別に用意する場合などの費用は、参加者のご負担になります

## 介護予防事業の受託者募集

平成25年度の高齢者を対象とした介護予防事業における一次または二次予防事業の受託者を募集します。

▼募集する事業

(1) 一次予防事業

① 運動・栄養・口腔・認知症予防などに関する教室

② 介護予防拠点施設「いきいき元気館たぬま」と各地区公民館での教室

(2) 二次予防事業

① 運動器の機能向上・口腔機能の向上に関する通所型介護予防事業

② 栄養改善・口腔機能の向上に関する訪問型介護予防事業

※詳しくはいきいき高齢課で配布する募集要項をご確認ください

い

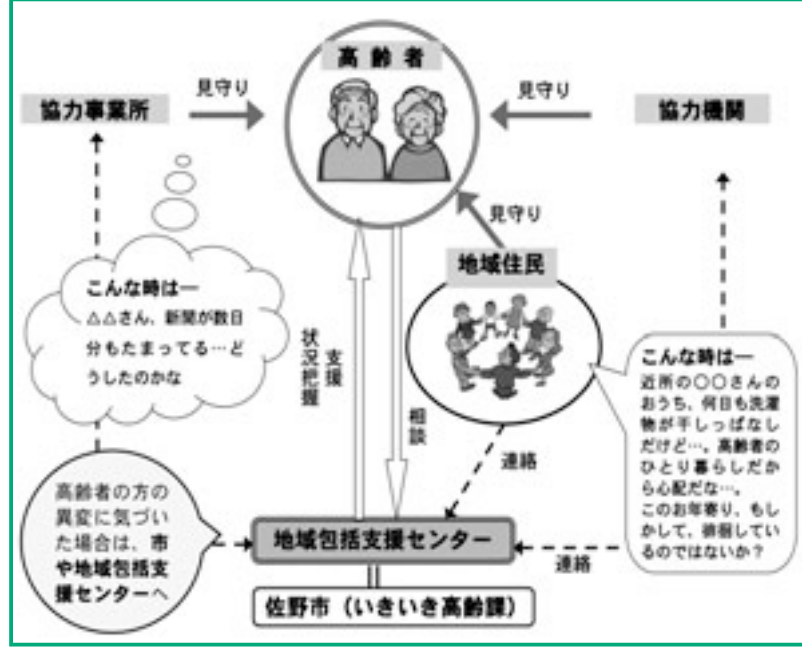
■申込 受託申込書に必要事項を記入のうえ、3月18日(月)までに、直接いきいき高齢課（東飯庁舎事務棟1階）へお持ちください。※選考により決定します

### ～佐野市高齢者見守りネットワーク～

佐野市高齢者見守りネットワークとは、市・地域包括支援センター・協力事業所・協力機関、そして地域のみなさんが協力し合って高齢者を見守るネットワークです。みなさんの“気付き”や温かい“見守り”が高齢者の方への支援につながっていきます。

協力事業所	佐野市新聞販売組合、両毛ヤクルト販売㈱、シルバー人材センター、東京電力㈱栃木南支社、郵便事業㈱佐野支店、栃木県行政書士会佐野支部
協力機関	社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、町会長連合会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、佐野警察署、佐野消防署、安足健康福祉センター、水道局

### ※高齢者の異変に気付いた時には、市や各地域包括支援センターにご連絡ください



該当圏域	地域包括支援センター名
佐野・堀米圏域	さの社協
旗川・吾妻圏域	☎(22)8129
植野・界圏域	佐野市医師会
犬伏圏域	☎(20)2011
赤見圏域	佐野市民病院 ☎(62)8281
田沼・田沼南部圏域	
栃本・田沼北部・三好・野上圏域	
戸奈良・新合・飛駒圏域	くずう☎(84)3111
葛生圏域	
常盤・氷室圏域	

■問合せ いきいき高齢課  
☎(20)3021

高齢者福祉タクシー券などを交付します

対象となる方はぜひご利用ください。

①タクシー券出張交付日程

期日	時間	会場	対象者
3月21日(木)	午前9時30分～午後3時	佐野中央公民館	佐野地区の方
3月22日(金)	午前9時30分～11時30分	城北地区公民館	堀米地区の方
	午後1時30分～3時30分	犬伏地区公民館	犬伏地区の方
3月25日(月)	午前10時～11時30分	吾妻地区公民館	吾妻地区の方
	午後1時30分～3時30分	植野地区公民館	植野地区の方
3月26日(火)	午前9時30分～午後1時	赤見地区公民館	赤見地区の方
3月27日(水)	午前9時30分～11時30分	旗川地区公民館	旗川地区の方
	午後1時30分～3時	界地区公民館	界地区の方

②タクシー券窓口交付日程

期日	時間	会場	対象者
3月21日(木)から	午前8時30分～午後5時15分	田沼総合窓口課	旧田沼町の方
		葛生総合窓口課	旧葛生町の方
		支所 (飛駒・新合・野上)	該当区域の方
3月27日(水)から	午前8時30分～午後5時15分	赤見支所	赤見地区の方
3月28日(木)から	午前8時30分～午後5時15分	いきいき高齢課 障がい福祉課	市内全域の方

交付する利用券

○高齢者福祉タクシー券

▼内容 通院時などのタクシー利用  
料金の一部助成  
※400円助成の券を年間60枚交付  
(半年ごとに有効期限あり)

▼対象

①75歳以上の方(生年月日が昭和14年3月31日以前の方)  
②70歳以上75歳未満の方(生年月日が昭和14年4月1日～昭和19年3月31日の方)で、高齢者世帯の方(生年月日が昭和24年3月31日以前の方)のみで構成する世帯の方

▼持ち物

印かん(スタンプ式不可)

④65歳以上で精神障害者保健福祉手帳1、2級の方

▼持ち物 印かん(スタンプ式不可)、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など該当するもの

○障がい者福祉タクシー券

▼内容 通院時などのタクシー利用料金の一部助成  
※初乗り運賃相当額分助成の券を申請月に応じて一括交付(月5枚で年間60枚を限度)

▼対象

①身体障害者手帳1、2級の方  
②療育手帳A、A1、A2の方  
③精神障害者保健福祉手帳1級の方

○はり・きゆう・マッサージ券

▼内容 はり・きゆう・マッサージ(保険適用外)施術料金の一部助成  
※800円助成の券を年間6枚交付

▼対象

①70歳以上の方(生年月日が昭和19年3月31日以前の方)

○高齢者市営バス券

▼内容 市営バス乗車運賃の一部助成  
※150円助成の券を年間40枚交付

▼対象

70歳以上の方(生年月日が昭和19年3月31日以前の方)

▼持ち物

印かん(スタンプ式不可)

▼持ち物 印かん(スタンプ式不可)・代理申請は代理の方の印かん、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など該当するもの

■問合せ いきいき高齢課 ☎(20)3021・障がい福祉課 ☎(20)3025